

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当係・直通電話番号
住所 戸籍 マイナンバーカードをお持ちの人	転出先でマイナンバーカードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード 数字4桁の暗証番号	転出先の市区町村
申請したマイナンバーカードを受け取っていない人	転出先で再申請が必要です	転出先の窓口にてお申し出ください	
印鑑登録をしている人	転出予定日で自動的に登録廃止になりお持ちの印鑑登録証は使用できなくなります	印鑑登録を希望されるかたは、転出先の窓口にてお申し出ください	町民課 町民係 0985-77-3466

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある人は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している人	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険被保険者証の返却	国民健康保険資格確認書	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
	→70歳から74歳までの人	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の返却	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	
	→学修のために転出する人	負担区分等証明書の受取		
	→住所地特例に該当する施設に転出する人	転出先で引き続き綾町の保険証を使う 手続き	在学証明書 在園証明書	
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる人	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取		
	75歳以上の人 又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	保険証の返却、還付口座の登録、送付先の確認、	後期高齢者医療被保険者証、口座情報がわかるもの	
	→宮崎県外へ転出する人	負担区分等証明書の受取		
各種認定証をお持ちの人	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等		
海外へ出国する人	資格喪失手続き 国民年金の任意加入		町民課 町民係 0985-77-3466	

高 齢	65歳以上の人	介護保険被保険者証の返却	・介護保険被保険者証 ・本人名義の通帳	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
	→住所地特例に該当する施設に転出する人	※転出先でも綾町の介護保険証をそのまま使ってください		
	要介護認定を受けていた人	介護保険受給資格証明書の受取	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	

障がい	重度障がい者医療費受給資格者証をお持ちの人	資格喪失手続き	重度障がい者医療費受給資格者証	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
------------	-----------------------	---------	-----------------	-----------------------------------

こども	小学生・中学生の子どもがいる人	転校手続き ①転学通知書の交付(綾で行うこと) ②転入学通知書の提出(新住所地で行うこと)	①町民係より転学通知書を交付します。 ※転学通知はこれまで通っていた学校(綾小、綾中)へ提出して下さい。その際に転学に必要な書類を預かって下さい。 ②教育委員会(または学校)から交付された転入学通知書をこれから通う学校へ提出する。 ※このとき綾小、綾中より預かった書類も一緒に提出して下さい。	教育総務課 こども教育推進係 0985-77-5002 町民課 町民係 0985-77-3466
	児童手当を受給している人で <u>受給者のみ又は世帯全員</u> で転出する人	資格喪失手続き ※受給者が公務員の場合は勤務先に 問い合わせください		福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
	児童手当を受給している人で <u>子どもだけ</u> が転出する人	別居監護の申立	子どもの属する世帯の住民票(個人番号、続柄記載のもの)	
	子ども医療費受給資格証をお持ちの人 (0歳～中学生)	資格喪失手続き	子ども医療費受給資格証	
	妊娠中の人	綾町の妊婦健康診査助成券は使えなくなります	綾町の妊婦健康診査助成券を持参の上、 転出先で手続きください	転出先の市区町村
	保育園等に入所している子どもがいる人	入所している園へお知らせください。 ※広域利用の場合は転出先の市町村にもご相談ください		入所している園 転出先の市町村
	児童館・放課後児童クラブを利用している 子どもがいる人	綾町児童館へお問い合わせください		綾町児童館 0985-77-1279
	ひとり親家庭等に該当している人			
	→ 世帯全員で転出する人	児童扶養手当の住所変更手続き ひとり親家庭医療費受給資格の喪失 手続き	※担当係にお尋ねください ひとり親家庭医療費受給資格証	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
	→ 子どもだけが転出する人	児童扶養手当の別居監護申立手続き		

税・料金

上下水道(浄化槽、農業集落排水)の使用をやめる人	給水装置使用再開(中止)届		建設課 上下水道係 0985-77-3467
原付バイク・小型特殊を所有している人	廃車の手続き(軽自動車税) ※転入先の市町村で登録手続きをしてください	・ナンバープレート ・車体番号が分かる書類 (自賠責証明書など) ・手続きする方の身分証明書	町民課 税務係 0985-77-1113
税金の納税通知書等の送付先変更	送付先変更の手続き	担当係にお尋ねください。	
未納となっている税の相談	納付相談		

その他

町営住宅を退去する人	町営住宅の退去手続き	担当係にお尋ねください	財政課 管財係 0985-77-2948
防災無線をお持ちの方	防災無線の返却	防災無線を窓口にお持ちください ※町営住宅にお住まいの方を除く	総務課 危機管理係 0985-77-1112

Q こんなときはどうしたらいいの? 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 転出証明書を持って市民課窓口で早急に取消の手続きをしてください。

綾町役場

〒880-1392
綾町大字南俣 515 番地

窓口受付時間 午前 **8時45分** ~ 午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる人へ

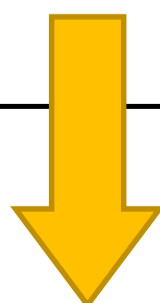
転出届

- ・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 14 日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ お持ちの方は「マイナンバーカード」(国外に転出する人)

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード)」を持参して新しい
住所地の市区町村で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 学生証 等
- ・ 年金手帳*

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。